

監査公告第8号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した議会事務局に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年8月23日

加賀市監査委員 浅井 廣史

議会事務局定期監査結果報告

第1 監査期間

平成29年6月5日から平成29年7月4日まで

第2 監査の対象

議会事務局

平成28年度（平成29年5月末現在）の財務に関する事務の執行状況

第3 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により議会選出委員である林 俊昭委員は除斥した。

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況を調査するとともに、関係職員から所管事務について事情聴取を行った。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第5 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第6 監査意見

- ・議会提案による政策条例の制定について

「執行機関をチェックする議会が、条例を提案するという形であるがゆえに、その条例は実効性について特に留意すべきである。当局との連携が大切であることを議会事務局も十分理解し、当局との事前協議や実施状況の確認など、条例が有効に機能するような手続きが取られるよう、対応に努められたい。」

第7 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

議会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 議会提案による政策条例の制定について
 - (1) 制定のプロセス
 - (2) 弁護士資格職員の参加
 - (3) 実効性の確保
2. 政務調査費について
3. 議会だよりの情報発信の強化について
4. 議会図書室の利用状況について